



19 文土管第 1 2 8 号
平成 19 年 5 月 8 日

国土交通省道路局長 殿

文京区長 成 澤 廣



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について

日頃より、文京区の道路行政につきましては、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 4 月 2 日付 国道企第 114 号でご依頼のありました標記につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1. 概成道路拡幅によるボトルネック解消

都市計画道路のうち、いわゆる概成道路を積み残すことは、都市における慢性的な交通渋滞の解消やそれに伴う環境改善に多大な影響を与えています。計画幅員までの拡幅が急務であると考えます。

2. 維持管理システムの確立

真に必要な道路には、効率的な維持管理のための手法の確立が不可欠です。当区では平成 18 年度より、生活道路における「道路アセットマネジメントシステム」を開発し運用していますが、その開発には多大な時間と費用を要しました。したがって、適正な道路の維持管理を実施していくためには、こうした手法の開発に対する各自治体への支援が必要と考えます。

3. 自転車の利用促進

● 歩道内の自転車駐車場の整備

真に必要な道路とは、単に通行機能だけでなく、都市内の貴重な空間機能も要求されています。現在、放置自転車が社会問題になっており、その対策には多くの自治体が苦慮しています。これに呼応して、平成 17 年 4 月に法

改正により歩道内の自転車駐車場の設置が可能となりました。したがって、放置自転車が多い地域におきましては、各道路管理者が協力しあい、それぞれの立場で自転車駐車場の整備をしていくべきと考えます。

- 自転車道整備

近年、自転車は環境にやさしい乗り物として脚光を浴びていますが、一方では、歩道通行による歩行者との接触事故が多発しています。自転車の利用促進と安全対策のためには、歩行者や自動車と切り離された、安全に通行できる車道上の自転車道整備が必要と考えます。

4. 電線類の地中化の促進

電線類の地中化は、良好な都市景観の創出と安全で快適な歩行空間の確保等には重要な施策です。しかし、事業費が多額であることや、狭隘な生活道路での施工が困難であることが障害となっています。そのため、国庫補助事業の補助率の見直し（全額補助制度の創設）や、生活道路に対応できる機器類のコンパクト化等の地中化技術の開発が必要であると考えます。

(自由意見)

- 車両制限令について

車両制限令第5条で道路と通行できる車両の幅が規定され、第12条でその特例が認められています。しかし、昔ながらの道路を利用した地域では、どのような狭い道路にでも、路肩を含めた全幅員を利用して、車両が進入しているのが現実です。

こうした車両を規制することは、沿道の社会生活に大きな支障を与えることとなります。

当区では、建築基準法第42条第2項の道路を「細街路整備事業」として拡幅し、大きな成果を得ています。真に必要な道路整備とは、安全性や利便性向上の観点から、こうした拡幅であります。しかし、既成市街地の中ですべての生活道路を拡幅することは、時間的にも財政的にも困難が伴います。

したがって、こうした事業への財政支援を行うとともに、沿道に関係のある車両は規制対象から除くなど、法改正が必要であると考えます。

連絡先 文京区土木部管理課調整担当

井ノ元

電話 03-5803-1246